

令和3年11月 9日
(追記) 令和6年 5月14日

各 診 療 科 長
中央診療施設等の長 殿
医療の質・安全管理部長
先端医療開発センター長

医学部附属病院長

本院における適正な雇用・労務管理について（通知）

このことについて、文部科学省から、大学病院の医師等の適正な雇用については複数回に渡り通知が発出されております。

本院においては、医員（大学院生）、医員（パート）の職種を新設し対応しているところですが、医師等の本務先機関の規則上の都合等により、本院での雇用・給与支給が不可である場合の取扱いについて、下記のとおり改めて通知しますので、医師等の配置計画策定にあたってはご留意ください。

記

医師等の本務先機関の規則上の都合等により、本院での雇用・給与支給が不可である場合は、本院で診療行為を行うことはできません。以下の該当機関への転出には留意してください。

【参考】

1 本院での雇用・給与支給が不可である医療機関（2024.5.1 現在把握）

高崎総合医療センター，渋川医療センター，公立藤岡総合病院，群馬中央病院，群馬県立がんセンター。

※今後，記載の医療機関以外にも増える可能性があります。

※診療科ごとの特殊事情等により，例外的に先方機関との特例提携を結べる場合があります。

2 特に注意を要する医師等

（1）診療行為を行う大学院生

「医員（大学院生）」職での雇用が必要です。なお，TA・RAの身分では，本院において診療行為を行うことができませんのでご注意ください。

（2）診療行為を行う非常勤講師・研究員等

「医員（パート）」職での雇用が必要です。なお，授業時間中のみ診療行為を行う場合や研究目的等での診療行為であっても，非常勤講師や研究員等の雇用に加えて，「医員（パート）」職での雇用が必要ですのでご注意ください。

（3）研修登録医

診療行為の有無にかかわらず，すべての研修登録医は，「医員（パート）」職での雇用も必要です。

3 雇用手続き

医員（大学院生），医員（パート）での雇用手続きについては，以下のウェブサイト参照の上，所定の期限までに行ってください。

[研究科 HP トップ](#) → [サイトマップ](#) → [学外アクセス用](#) → [異動パターン別の必要書類](#)

本件担当
昭和地区事務部総務課人事係（担当：石平）
内線 7 7 1 6
m-jinji@ml.gunma-u.ac.jp